

4 報 告

- (1) マイナンバーカードの保険証利用について
- (2) 子ども・子育て支援金制度について
- (3) 保険料水準統一に係る取組状況について

(1) マイナンバーカードの保険証利用について

1. 健康保険証の廃止(マイナ保険証への移行)

日時	内容
令和6年12月2日	保険証発行終了 →新規加入者には「資格確認書」「資格情報のお知らせ」を交付
令和7年7月10日	令和7年度年次更新 「資格情報のお知らせ」(マイナ保険証を持っている方) … 72,882通発送 「資格確認書(桃色)」(マイナ保険証を持っていない方) … 39,604通発送 ※有効期限は原則令和8年7月31日まで。0～69歳で資格情報のお知らせの方は、有効期限無し。
令和7年7月31日	発行済みの保険証の有効期限 (健康保険証の廃止) ※令和8年3月末までの暫定対応で、有効期限を過ぎた健康保険証でも、オンライン資格確認で資格情報が確認できた場合は有効。

2. マイナ保険証利用登録の状況と利用率

健康保険証利用の登録人数

全国 84,836,417 人 (カード交付枚数に対する割合 67.93% R7.6月末時点)
岡山市国保 72,735 人 (岡山市国保被保険者数に対する割合 65.22% 令和7年6月末時点)

(参考)マイナンバーカードの保有状況(R7.6月末時点)

全国 98,336,161 枚 (保有率 78.74%)
岡山市 547,392 枚 (保有率 78.94%)

マイナ保険証の利用率(令和7年5月)

全国 34.99%
岡山市国保 37.81% ※令和7年9月以降、マイナ保険証がスマホで使えるよう、厚労省で実証実験中。

3. 健康保険証の廃止に向けての周知広報・問い合わせ対応

広報・問合せ対応	日付等	内容
市広報紙「市民のひろば」	R7.7月号	「資格情報のお知らせ」、「資格確認書(桃色)」の交付について
Oniビジョン(ケーブルテレビ)	R7.7/1～7/15	健康保険証廃止について
RadioMOMO(シティFM)	R7.6/25	健康保険証廃止について
コールセンター設置	R7.7/1～9/30	健康保険証廃止やマイナ保険証に関する問い合わせ窓口を国保年金課内に設置

(2) 子ども・子育て支援金制度について

1. 「子ども・子育て支援金制度」の概要

- 社会連帯の理念を基盤に、こどもや子育て世帯を全世帯・全経済主体が支える新しい分かち合い・連帯の仕組みで、「こども・子育て支援加速化プラン」に必要な年間3.6兆円のうち1.0兆円の財源を確保するために創設。
- 医療保険者が社会保険料として徴収し、国へ納付する（令和8年度0.6兆円、9年度0.8兆円、10年度1.0兆円程度）。



2. 支援金を財源とする各種施策とスケジュール（こども家庭庁資料より抜粋）

令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	児童手当の抜本的拡充 ・所得制限の撤廃 ・高校生年代まで延長 ・第3子以降増額(3万円)			
	妊婦のための支援給付(妊娠・出産時の10万円相当の給付金)として制度化			
		こども誰でも通園制度（乳幼児のための支援給付）		
	・出生後休業支援給付 ・育児時短就業給付 (育児休業給付金手取り10割相当)の創設 (時短勤務中の賃金の10%支給)の創設			
		国民年金第1号被保険者の保険料免除措置の創設		

➡ これらの施策によるこども1人当たりの平均給付改善額（高校生年代まで）は、約146万円

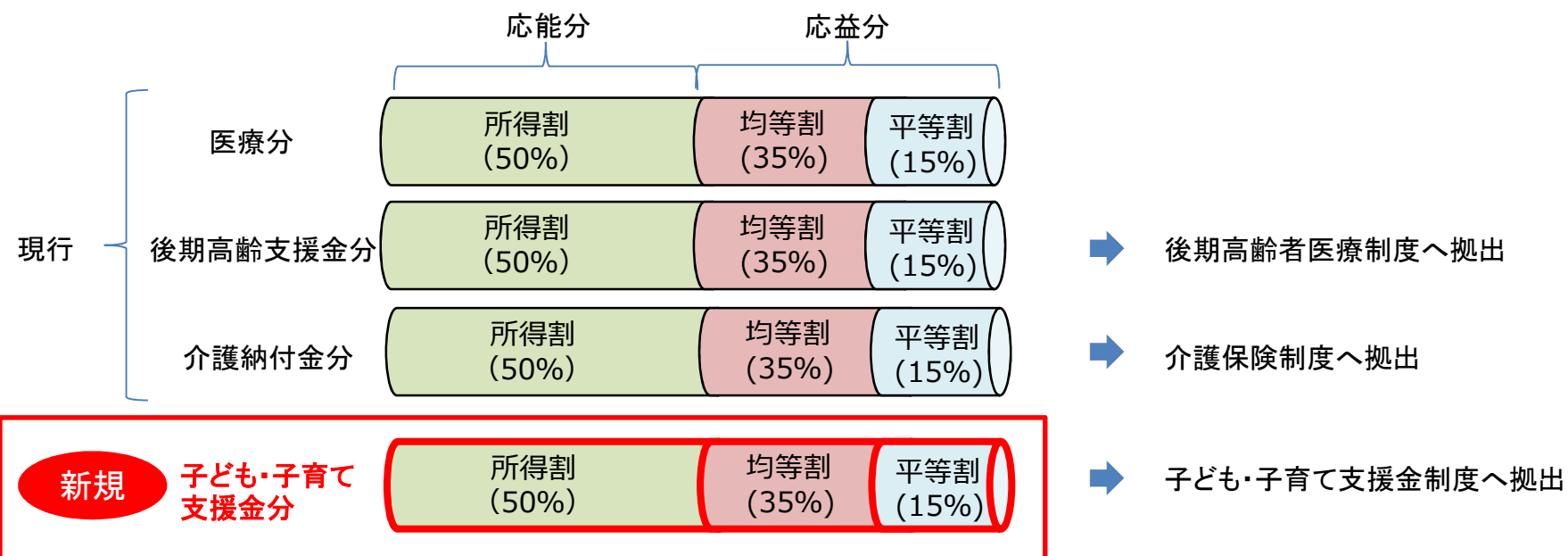
(2) 子ども・子育て支援金制度について

3. 国保での賦課・徴収の基本的な方向性

- 徴収する支援金は、医療保険料の賦課・徴収の方法を踏まえ、各医療保険者の支援納付金額に照らして保険者が設定。
- 現行の制度に準じ、応益分の軽減措置(所得階層別の軽減率 7割、5割、2割)、賦課限度額(上限額)を設ける。
- 18歳に達する日以後の最初の3月31日以前までのこどもについては、均等割額を10割軽減する措置を設ける。

⇒ 来年3月に条例改正を予定

○岡山市国保の保険料構成(変更後イメージ)



○岡山市国保の見込み額(こども家庭庁の見込み額より試算)

	令和8年度	令和9年度	令和10年度
支援金総額	3.2億円	3.8億円	4.9億円
一人あたり支援金(年額)	3,000円	3,600円	4,800円

(3) 保険料水準統一に係る取組状況について

1. 国の方針等

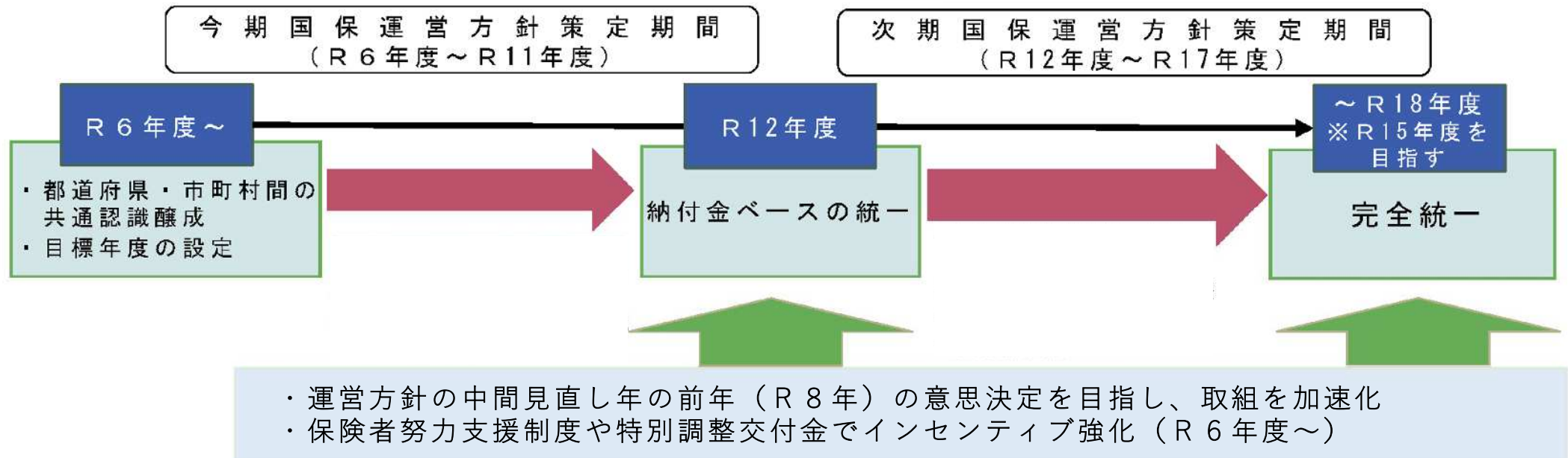
- 令和5年の国保法改正を機に策定し、令和6年6月に改定した「保険料水準統一加速化プラン」で、「納付金ベースの統一」の目標年度を令和12年度とし、「完全統一」は令和15年度までを目指しつつ、遅くとも令和18年度までとした。
- 保険者努力支援制度（都道府県分）において、統一の達成状況や目標年度の設定状況を評価指標とし、配点を大幅に拡充。また、完全統一時の特別調整交付金交付基準を設け、財政支援を強化。

※統一の定義としては、以下の2つ。

「納付金ベースの統一」・・・各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない

「完全統一」・・・同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

「保険料水準統一加速化プラン」概要



(3) 保険料水準統一に係る取組状況について

2. 岡山県の状況

- 令和6年度末、「納付金ベースの統一」について、令和11年度を目標年度とすることで県・市町村間で合意。
⇒ これにより岡山県でも、令和7年度4,000万円程度、令和8年度からは5,300万円程度、令和11年度以降は1億600万円程度の保険者努力支援交付金がある見込み
- 今後は、合意事項に着実に取り組み、完全統一に向け、引き続き、協議・検討を進めていく。
※ 完全統一の目標年度を定められていないのは、岡山県を含め27都府県

3. 「納付金ベースの統一」の合意内容

- ① 令和8年度納付金算定から段階的に実施することとし、令和11年度納付金からは市町村ごとの医療費水準の違いを完全に反映させないこととする。
※ 納付金算定で医療費水準の違いを反映させる係数 α を、 $\alpha=1$ （完全に反映させる）から、令和8年度0.75、令和9年度0.5、令和10年度0.25と段階的に引き下げ、令和11年度以降0（完全に反映させない）とする。
- ② 令和8年度から医療費水準を踏まえた影響緩和措置（インセンティブ）を設け、医療費水準を低く抑えている市町村に対して財政支援を行う（財源は国からの交付金の一部を活用）。
- ③ 引き続き、県内における医療費水準の平準化を図るために、医療費適正化の取組を促進する。